

松江市告示第 393 号

令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 9 日

松江市長 上 定 昭 仁

令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和 4 年 5 月 24 日付子発 0524 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化している低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業を実施することに関し、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第 2 条 前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、松江市（以下「市」という。）は、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を市から受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けていない者のうち、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウにも該当する者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

ア 法第 6 条の規定による松江市長（以下「市長」という。）の認定により、児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）ではあるが法第 13 条の 2 の規

定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、令和4年3月31日に松江市に住所を有する者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）

イ 第5条の申請を行う時点において、松江市に住所を有し、かつ、法第6条の規定による市長の認定を受けていない者であって、令和4年4月分の児童扶養手当に係る同条の規定に基づく認定を受けた場合には、受給資格者ではあるが法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされる者

ウ 次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

<p>① 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の3に規定する児童の養育者（以下「養育者」という。）を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未滿（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>② 当該者（養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未滿（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>③ 当該者の配偶者及び当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者又は当該者が養育者であ</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未滿（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

る場合にあっては当該者の扶養義務者 で当該者の生計を維持する者

- (3) 第5条の申請を行う時点において、松江市に住所を有し、かつ、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号ウの表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に定める要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）
- (4) 前3号の規定にかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金（ひとり親世帯分）が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和4年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年4月28日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の額は、支給対象者に対して、5万円とし、1回限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金（ひとり親世帯分）の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当振込時における指定口座（次項の規定により指定された口座がある場合は、当該口座）に振り込むことにより給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

4 口座解約等の事情により前項の指定口座に給付金（ひとり親世帯分）の支給を行うことができない者は、給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）を提出することにより、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けるための口座を指定することができる。

（給付金（ひとり親世帯分）の申請）

第5条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする公的年金給付等受給者及び家計急変者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額又は所得額の申立書（様式第4号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条に規定する支給対象者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

3 第1項の申請は、令和5年2月28日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者に限り、申請期限を令和5年3月31日まで延長することができる。

（代理による申請）

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（以下「代理人」という。）は、給付金（ひとり親世帯分）申請者に代わり、前条の申請を行うことができる。

(1) 給付金（ひとり親世帯分）申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から給付金（ひとり親世帯分）申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が給付金（ひとり親世帯分）の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付しなければならない。この場合にお

いて、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

- 3 市長は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類の提出を求めるものとする。

(申請者に対する支給の決定)

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金（ひとり親世帯分）の支給を行う。

(給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知)

第 8 条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 9 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 5 条第 3 項の申請期限までに本給付金（ひとり親世帯分）申請書の提出が行われなかった場合、当該支給対象者が本給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第 4 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座（同条第 4 項の規定により指定された口座がある場合は、当該口座）に給付金（ひとり親世帯分）の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和 5 年 5 月 31 日までに完了できない場合は、当該支給決定に係る給付金（ひとり親世帯分）について、同条第 2 項に規定する受給の拒否の届出があったものとみなす。

- 3 市長が第 7 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和 5 年 5 月 31 日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 10 条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

(松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の廃止)

2 松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和 3 年松江市告示第 332 号）は、廃止する。